

2019年10月吉日

取引先企業のみなさまへ

株式会社不動テトラ

### 労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出について（お願い）

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社が加盟する一般社団法人日本建設業連合会（以下「日建連」という。）では、「将来の担い手確保を見据えた建設技能者処遇改善は業界全体にとって最大の課題である。」との認識の下、2018年9月18日付で次のような「労務費見積り尊重宣言」を行いました。

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業へ見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

弊社としましても、日建連の「労務費見積り尊重宣言」を受け、取引企業の皆様に対し、下記の通りお願い申し上げます。

なお、本書の内容に従い、2019年10月1日をもって弊社の見積書及び見積り依頼書の様式を改定しておりますので、併せてお知らせします。

#### 記

##### 1. 見積時の予定労務賃金（※1）を明確にした見積書の提出

取引先企業に対し、再下請先（数次の再下請先を含む、以下同じ）に必要な労務費（再下請先に雇用されている建設技能者に対して再下請先を通じて支払われる労務賃金）も含めて、適正な見積りを行い、見積書の提出時に労務費（労務賃金）（※2）を内訳明示することを要請します。

##### ※1 予定労務賃金

見積りに反映させる労務賃金の対象は、現場で働く建設技能者（現場作業員）の労務賃金です。

##### ※2 労務費（労務賃金）

「労務費（労務賃金）」とは、建設技能者に実際に支払う賃金等の額（手当、賞与等を含めた名目の支給総額）であり、法定福利費（事業主負担分）算出の基礎となるものです。

##### 2. 見積の確認・尊重

弊社は、取引先企業から提出された労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書について、必要に応じ確認を行ったうえ、これを尊重します。

取引先企業については、合意した労務費（労務賃金）が再下請先に適切に支払われるよう努めて下さい。

謹白